

「いのち・愛・ゆめセンターのあり方について（答申）」における検討の視点と提言

茨木市人権尊重のまちづくり審議会では、次に示す視点から、いのち・愛・ゆめセンター（以下「愛センターと言う。）のあり方の検討を行い、次の通り提言します。

○検討の視点

- ①**原点の確認** いのち・愛・ゆめセンターの設立の経緯やこれまでの経過を踏まえた役割、利用者や職員の思いや考え、部落差別や人権問題の現状、隣保館の法的根拠等
- ②**現状とその評価、今後の課題** 同和問題の現状と公共施設としての愛センターの存続必要性、これからの茨木市において必要とされる要素、地域住民の自立支援における役割
- ③**今後の方向性** 愛センターが蓄積してきた経験・ノウハウの活用可能性、生活困窮者支援、子ども・若者支援等の今日的課題への対応、市民の福祉と人権意識の向上に資する機能と運営手法のあり方

○提言

①愛センターの設置目的・位置づけについて

- 1) 部落差別の解消のための取り組みが求められる
- 2) 社会課題の解決を発信、展開し、市の政策に反映するしくみを構築する
- 3) 3館の愛センターを維持して隣保館の機能を整備・充実させる
- 4) 市の人権施策の拠点施設としての機能を整備・充実させる
- 5) 地域住民の支援、全市民対象の事業、自主活動支援と相互扶助を行う
- 6) 隣保館としての位置づけと、子育て支援、生活困窮者支援、地域包括支援、地域共生社会実現等の役割を幅広く含むものとする

②愛センターの基本的な機能と事業について

- 1) 地域団体やボランティアとの連携・協働・育成を推進する
- 2) 市の行政課題を発見して市のさまざまな施策と連携して支援する
- 3) 社会調査・研究を行う

③地域住民、市民の参加と協働の必要性と取組の方向について

- 1) 地域団体や当事者団体、関係機関等との連携を図る
- 2) 地域住民や市民団体の参加と協働による民間活力を取り入れた運営を行う
- 3) 地域活動支援のノウハウを全市的に展開する方向性を持つ

④人権施策の拠点としての役割について

- 1) 人権啓発と人権擁護、まちづくりと交流、調査研究・政策提言の総合的施設とする
- 2) 幅広い市民の利用を促進し、コミュニティの形成を支援する
- 3) 福祉、就労、教育などの人権施策の拠点のモデルケースとして活用する
- 4) 市内をブロックに分けて愛センターをその中心的な施設とすることを検討する

⑤生活支援や貧困問題への取組について

- 1) 生活支援や貧困問題に愛センターのノウハウや資源を活用する
- 2) 市の取り組みの出先機関、地域拠点として位置づけて連携・活用する
- 3) 地域団体や自主的な取り組みと連携する
- 4) 関係各課・機関と連携して愛センターの支援機能を有効活用する
- 5) 貧困や生活困窮の背景にある人権問題の解決の取り組みと結び付ける
- 6) 愛センターを地域包括支援の体制のモデルとして役割を発揮する
- 7) 部落問題解決とその他の人権問題や生活課題解決の取り組みとを有機的に結びつける

⑥分館等（旧青少年センター）の機能と役割について

- 1) 青少年育成や子どもや家庭の貧困への支援、子育て支援などを担う
- 2) 青少年の育成と子ども・若者支援、子育て支援を進める事業を行う
- 3) 設置目的と位置づけを明確にした独立した施設として運営する

⑦愛センターの今後の運営のあり方について

- 1) 市が責任を持って愛センターを担当し、市全体の施策と連携する体制を整備する
- 2) 民間との協働により専門性や地域との連携・協働を行う
- 3) 必要な職員体制の充実と予算措置を行う
- 4) 専門的な団体による指定管理者制度の導入が効果的である
- 5) 一部を民間に委託する方法はその効果が限定的になる
- 6) 隣保館運営補助金の課題は抜本的な予算措置によって対応すべきである